

# 第15回 社会保険講座



中谷 知世

2017年3月31日に改正雇用保険法が成立しました。改正内容の一部を現行の制度を確認の上、ご紹介します。

## ① 失業等給付の拡充(平成29年4月1日施行)

倒産、解雇等により離職した30～45歳未満の離職者の失業手当給付日数を以下の通り引き上げることになりました。

### ● 倒産、解雇等による離職者の失業手当の給付日数

年齢	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満	90日	90日→ <b>120日</b>	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	90日→ <b>150日</b>	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

「倒産、解雇等による離職」とは以下の理由による離職も該当します。

- ・労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したこと。
- ・使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったこと。
- ・離職月前6ヶ月のうちいずれか連続した3ヶ月以上の期間において月45時間を超える時間外労働が行われたこと。等

※暫定的な措置として、正当な理由による離職(体力の不足、結婚・育児に伴い通勤不可能となった場合等)も上記の表の通り給付されます。

離職理由によって給付日数が大きく異なります。



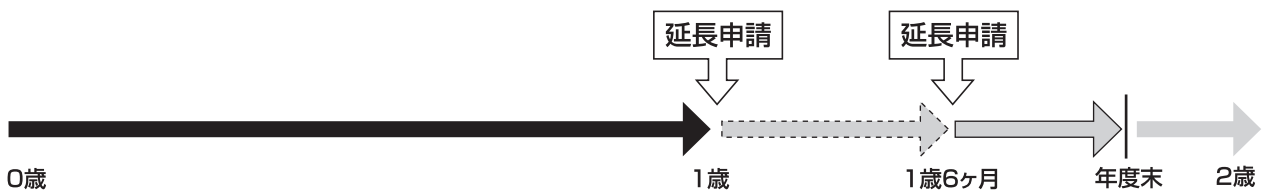
ちなみに自己都合等による離職である場合、給付日数は以下の通りです。上記の表と比べると給付日数が少ないことがわかります。

### ● 自己都合等による離職者の失業手当の給付日数(変更なし)

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日		120日	150日

## ② 育児休業に係る制度の見直し(平成29年10月1日施行)

原則1歳までである育児休業を6ヶ月延長しても保育所に入れなかった場合等に限り、さらに6ヶ月(2歳まで)の再延長を可能にします。また、休業期間に合わせて育児休業給付金の支給延長も延長されます。



「自己都合ではない離職」の場合、失業手当給付日数が増える改正がされました。従業員とのトラブルをさける為にも離職票作成の際は双方合意する内容をご記入ください。また2歳まで育児休業を取得できる制度が10月から施行されますので、手続きの際はご注意ください。